

提出書類チェックリスト

○下記の書類は提出必須書類です。提出がない場合、利用調整において不利な扱いになることや申込みを受け付けられないことがあります。チェック欄にご記入のうえ、必要書類と併せて提出してください。

「本人確認書類等貼付け表」及び「保育を必要とする事由を証明する書類(保育の必要性の申立書以外)」は世帯1部で結構です。兄弟姉妹で提出する場合は、上のお子さんに添付してください。

・保育を必要とする事由を証明する書類			
※ 保護者それぞれに保育を必要とする事由が必要です。			
保育を必要とする事由	必要な書類	父	母
① 就労	・就労証明書（※注1・2）	☐	☐
② 妊娠・出産	・保育の必要性の申立書	☐	☐
	・母子手帳の写し	☐	☐
③ 保護者の疾病・障害	・保育の必要性の申立書	☐	☐
	・医師の診断書・障害者手帳等の写し	☐	☐
④ 親族の介護・看護	・保育の必要性の申立書	☐	☐
	・一週間のスケジュール	☐	☐
	・介護・看護の状況等がわかる書類	☐	☐
⑤ 災害復旧	・保育の必要性の申立書	☐	☐
	・罹災・被災証明書の写し	☐	☐
⑥ 求職活動	・保育の必要性の申立書	☐	☐
	・ハローワーク受付票の写し等	☐	☐
⑦ 就学	・保育の必要性の申立書	☐	☐
	・一週間のスケジュール	☐	☐
	・在学証明書または学生証の写し	☐	☐

注1

放課後児童クラブ入会における就労証明書と様式が統一されております。保育所・児童館の双方に就労証明書の提出が必要となる場合は、就労証明書の左上「□児童館へ原本提出済」にチェックを入れ、児童館に原本を提出してください。

注2

「保護者自身が事業主である」または「2親等以内の親族が事業主の会社に就労している」場合、自営業とみなします。自営業に該当する場合は追加で提出する書類があるので、裏面のチェック欄を確認してください。

○保護者自身が事業主または2親等の親族が経営している会社に勤めている場合はこちらをご確認ください。

①から⑥の添付書類が提出できない場合は、民生委員・児童委員の証明が必要となります。

□法人格がある場合 ※法人格は、営利法人(株式会社、有限会社等)、非営利法人(NPO法人、一般社団法人等)を指します。					
・源泉徴収票(前年度分)		父	☐	母	☐
□法人格がない場合					
・一週間のスケジュール		父	☐	母	☐
以下の書類は【自営業の就労に関する添付書類(法人格がない場合)】のフローチャートに従って提出してください。					
①に該当の場合 (事業主本人)	・確定申告書(第一表)写し	父	☐	母	☐
②に該当の場合 (事業主本人)	・実績や収入等就労状況がわかる書類	父	☐	母	☐
③に該当の場合 (自営業専従者)	・確定申告書(第一表・第二表)写し	父	☐	母	☐
④に該当の場合 (自営業専従者)	・開業届写し	父	☐	母	☐
	・事業主の青色事業専従者給与に関する届出・変更届出	父	☐	母	☐
⑤に該当の場合 (家族従業者)	・源泉徴収票または給与支払報告書写し	父	☐	母	☐
⑥に該当の場合 (家族従業者)	・実績や収入等就労状況がわかる書類	父	☐	母	☐